

TTDC 仕入先 グリーン調達ガイドライン

第1版

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社

目次

1. はじめに	2
2. 本ガイドラインの位置づけ	2
3. 目的	2
4. 環境方針	2
5. 適用範囲	2
6. 要求事項	2
1) 仕入先様の環境への取組み	2
2) 調達品の含有化学物質の管理	3
3) 含有化学物質の使用状況の回答	3
7. 要求事項の対応可否について	3
8. お問い合わせ先	3
9. その他	3
10. 本ガイドライン改定履歴(版数)	4

1. はじめに

各国・各地域で環境に対する法規制が強化される状況もあり、持続可能な社会の実現のための、自主的・積極的な企業の取り組みの重要性は、高まるばかりです。

そのような状況下で、私たちは当事者として環境・社会問題に真正面から向き合い、もっと豊かで幸せな地球を将来の人たちに残していきたい、その力になりたいと考えております。

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、2022年11月に発行されたTTDC仕入先サステナビリティガイドラインに基づき、環境への取り組み、化学物質管理を具体化したものです。

3. 目的

本ガイドラインは、持続的な社会の構築のために、仕入先様から物品調達する際の含有化学物質の基準を示し、法令遵守と環境負荷の低減を図ることを目的とします。

4. 環境方針

1. 持続的な社会の構築のために、環境にやさしい部品・原材料・資材の調達活動を推進します
2. 各国・地域の法令を遵守し、化学物質を管理(廃止、削減等)するとともに、製品および製造工程等において禁止された物質を使用しない。

5. 適用範囲

ハードウェア製品に使用される半製品や部品等を、仕入先様が注文請けする際に適用致します。

6. 要求事項

仕入先様は、二次仕入先様に対しても、同様の要求事項に取り組むように指導をお願い致します。

1) 仕入先様の環境への取り組み

仕入先様には環境保全、含有化学物質の適切管理への積極的な取り組みをお願い致します

2) 調達品の含有化学物質の管理

弊社が定めた最低限厳守頂きたい禁止物質は、別表 1 の『含有禁止物質』となります。尚、禁止物質とは別に特定の化学物質に対して、含有情報の提供をお願いする場合がありますので、都度ご協力をお願い致します。

3) 含有化学物質の使用状況の回答

仕入先様には、含有化学物質の使用状況については、次項に示すいずれかの形式での回答をお願い致します

- (1) 不使用保証書(仕入先様の化学物質管理者のサインがあるもので、自由フォーマット)
- (2) chemSHERPA-AI データフォーマット(.shai ファイル)、※最新バージョンが望ましい。
- (3) 成分表(IPC1752A フォーマット、等)

7. 要求事項の対応可否について

見積もり依頼時に設計担当者よりグリーン調達の要請があった場合、要求事項を検討し、含有の有無が不明な場合も含めて、正確な結果を設計担当者に連絡ください。

禁止物質の含有が不明であることを理由に発注を見送る事はありませんが、事前に含有が判明している場合には、この限りではないことをご了承ください。

8. お問い合わせ先

◆グリーン調達・要求事項の内容に関する問合せ

品質マネジメント室 ガイドライン窓口 E-mail: ttdc_green@ml.toyota-td.jp

◆調達全般に関する問合せ

経営企画部 経理室 調達グループ

9. その他

別表 1 は、法規制等の動向により、改定されることがありますので、各製品担当者、見積り依頼者より最新情報を展開させていただきます

10. 本ガイドライン改定履歴(版数)

1. 2024年9月1日発行

含有禁止物質

別表 1

No	規制物質	閾値	用途	主な適用法令	主な該当国
1	鉛およびその化合物	1000ppm ※1	金属合金、半田、ゴム硬化剤、潤滑材、プラスチック安定材など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
2	水銀及びその化合物	1000ppm ※1	接点材料、防錆、スイッチ等	EU RoHS	EU、中国、インドなど
3	カドミウム及びその化合物	100ppm ※1	防錆表面処理、メッキ、半田など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
4	六価クロム及びその化合物	1000ppm ※1	塗料、メッキ、防錆表面処理、表面処理など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
5	PBB 類	1000ppm ※1	難燃剤	EU RoHS	EU、中国、インドなど
6	PBDE 類	1000ppm ※1	難燃剤	EU RoHS	EU、中国、インドなど
7	DEHP	1000ppm ※1	可塑剤、塗料、インク、接着剤、潤滑剤など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
8	BBP	1000ppm ※1	可塑剤、塗料、インク、接着剤、潤滑剤など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
9	DBP	1000ppm ※1	可塑剤、塗料、インク、接着剤、潤滑剤など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
10	DIBP	1000ppm ※1	可塑剤、塗料、インク、接着剤、潤滑剤など	EU RoHS	EU、中国、インドなど
11	アスベスト類	意図的添加の禁止 ※2	断熱材など	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
12	特定スズ化合物	1000ppm ※2	電線などの塩化ビニル製品の劣化を防ぐ安定剤	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
13	フマル酸ジメチル	1ppm ※2	防虫剤、防カビ処理	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
14	PCBs	意図的添加の禁止 ※2	電気絶縁媒体、可塑剤、難燃剤等	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
15	PCTs	50ppm ※2	潤滑油、可塑剤、難燃剤、ケーブル用塗料など	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
16	三置換有機スズ化合物	意図的添加の禁止 ※2	安定剤、抗菌・防カビ剤、塗料など	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
17	DecaBDE	意図的添加の禁止 ※2	難燃剤	TSCA	アメリカ
18	PIP (3:1)	意図的添加の禁止 ※2 ※3	接着剤、シーラントなどの難燃剤および/または可塑剤 例：ガスケット、ワイヤースリーブ、テープ	TSCA	アメリカ
19	C9-C14 PFCA 類及びその塩類	0.25ppm ※2	グリス、コーティング製品など	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
20	C9-C14 PFCA 関連物質	2.6ppm ※2	グリス、コーティング製品など	EU REACH ANNEX XV II	EU、トルコ、英国
21	PFOS	意図的添加の禁止 ※2	フィルム、プラスチックの帯電防止剤	EU POPS	EU、中国、インドなど
22	PFOA	意図的添加の禁止 ※2	グリス、コーティング製品など	EU POPS	EU、中国、インドなど

No	規制物質	閾値	用途	主な適用法令	主な該当国
23	デクロランプラス	意図的添加の禁止 ※2	難燃剤	EU POPs	EU、中国、インドなど
24	UV-328	意図的添加の禁止 ※2	紫外線吸収剤	EU POPs	EU、中国、インドなど
25	PCP	意図的添加の禁止 ※2	顔料(着色用の固定 粉料)	EU POPs	EU、中国、インドなど

※1:閾値は均質材料中の含有率とします、また適用除外については EU RoHS 指令に従って下さい

※2:閾値は成形品中の含有率とします

※3:含有する場合は、担当者に連絡ください

別表 1 改定履歴

初版 2024年7月1日